



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	不正事例と監査の品質管理
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 58(3), 199-203
Issue Date	2008-12-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35109
Type	departmental bulletin paper
File Information	199-204_yoshimi.pdf



不正事例と監査の品質管理

吉 見 宏

I はじめに

2005年(平成17年)10月、企業会計審議会は、「監査に関する品質管理基準」(以下、品質管理基準という)を公表した。この基準では、その設定の経緯について、「監査法人の審査体制や内部管理体制等の監査の品質管理に関連する非違事例が発生したことに対応し、公認会計士による監査の品質の向上を図ることを目的とするものである」¹⁾としており、これ以前に発生した企業等の不正事例がその設定の契機となったことを明らかにしている。

その事例が具体的に何を指すのかは明確ではないが、品質管理基準の設定を行った企業会計審議会の第1回監査部会においては、最近の監査法人の懲戒処分事例として、足利銀行と東北文化学園大学が取り上げられており、両事例が上記に言う非違事例として理解されていたと考えることは相当と考えられる。

本稿では、上記の視点から、これら2事例を、特に監査の品質管理の観点から検討するものである。

II 学校法人東北文化学園大学の事例

1. 事例の概要

学校法人東北文化学園大学は、仙台市にある東北文化学園大学を運営する学校法人である。同大学は、1999年(平成11年)、東北科学技術

短大を前身に設置された。

2004年4月、同大学の開学に向けて約4億7,290万円相当の医療機器を寄付したとされていた医療法人が、その事実がないことを認め、この寄付が架空であることが明らかになった²⁾。これらの寄付は、大学設置認可にあたって文部省(当時)に提出された財産目録では基本財産に算入されており、この財産目録は監査法人による監査(私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査)を受けていた。

これをきっかけとして同大の緊急調査委員会が行った調査の結果、同系列の学校法人友愛学園を合わせた負債が218億円に上っていることが報告された³⁾。その後、同大の負債は開学以前の98年度末においてすでに約239億円、99年度末には約219億円あったにもかかわらず、当時同大が文部省に提出した書類にはそれぞれ約41億円、約38億円としており、すなわち多額の負債を控除する方法での粉飾経理が行われていた⁴⁾。これは、文部省からの私学助成金を得るためであった。

この問題により、学校法人東北文化学園大学は2004年6月21日に民事再生法を申請、事実上倒産するに至った。そして9月には、開学当時のH理事長はじめ3名が補助金適正化法違反で逮捕された。H元理事長は、その後の公判の中で、同大の前身となった短大の設置申請を行った1991年当時から架空寄付の計上により負債を隠蔽しており、公認会計士の監査を逃れ

1) 企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の設定について」。

2) 『河北新報』2004年4月20日朝刊、1頁。

3) 『河北新報』2004年6月1日朝刊、1頁。

4) 『朝日新聞』2004年9月25日朝刊、33頁。

るために銀行預金残高証明書も捏造していたことを認めている⁵⁾。

その後、学校法人東北文化学園大学は、大阪の医療法人グループの支援のもと、2004年12月22日に再生計画の認可が決定され、2008年1月28日に裁判所から民事再生手続の終結決定が認可されて現在に至っている。

2. 監査法人による監査の問題点

1997年に行われた大学設置認可申請の際にも、結果として上記のような粉飾経理操作が行われており、そこに記載されていた寄付総額約63億円のうち約54億円が架空部分であった⁶⁾。先述のように大学設置にあたっては監査法人によって財産目録を対象とした監査を受けており、またその後も私学助成を受けていることから私立学校振興助成法監査(いわゆる学校法人監査)も受けている。しかるに、この監査を担当していたセンチュリー監査法人(1997年当時。2004年当時は新日本監査法人)はこれを看過してしまったことになる。

金融庁は2004年12月、97年8月になされた私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査において、学校法人東北文化学園大学が財産目録に計上した架空の寄付、土地取引を見抜けず、また99年～01年度の学校法人監査においては預金残高証明書の改竄を看過したとして⁷⁾、担当の公認会計士に6カ月の業務停止、新日本監査法人に戒告の懲戒処分(行政処分)を課した⁸⁾。また日本公認会計士協会は、約2年後の2006年12月に、担当の公認会計士に会員権停止6カ月、新日本監査法人に戒告の

懲戒処分を課している⁹⁾。

担当の公認会計士が預金残高証明書の改竄を看過してしまった理由としては、本来は監査人が直接に入手すべき預金残高証明書を、大学法人が代わりに請求した結果、それを大学が銀行から入手、改竄の上、あたかも銀行から直接送付されたかのように監査人に送付されたためという¹⁰⁾。これが事実とすれば、手続としてきわめて杜撰であったといえ¹¹⁾、監査法人としては全国規模の大規模監査法人であったものの、地方で監査を担当している個々の公認会計士においては、必ずしも全国統一的な水準の監査が行われ得ていなかった可能性があったことになる。

さらに先の金融庁の処分の際には、問題点として監査調書作成の不備、特定年度の監査調書の紛失、監査法人における審査体制の不備といった、業務管理体制の不備が指摘されている。以上から、本事例を契機に、新日本監査法人は、提携するアーンスト・アンド・ヤングの監査手法を統一的に導入し、かつ地方事務所の監査の品質を高めるよう内部管理の体制を整備することとした¹²⁾。

このように、本事例の監査上の問題点として、大手事務所における地方事務所の監査の品質が重要視されたことが理解される。

Ⅲ 足利銀行の事例

1. 事例の概要

足利銀行は、1895年(明治28年)に設立された、栃木県宇都宮市に本店を置く地方銀行であ

5) 『読売新聞』(東京)2004年12月10日朝刊、28頁。

6) 『読売新聞』(東京)2004年6月23日朝刊、38頁。

7) これ以外にも、税務関係書類の確認、監査意見表明にあたっての審査についても問題が指摘されている。

8) 『毎日新聞』2004年12月18日朝刊、9頁。

9) 『毎日新聞』2006年12月2日朝刊、9頁。

10) 「開示不信(上)」『日本経済新聞』2005年3月3日朝刊、17頁。

11) 学校法人会計問答集(Q&A)第12号「確認について」(日本公認会計士協会)質問3においては、学校法人を通じての残高証明書の入手は確認手続の代替とはならないと明示されている。

12) 『日本経済新聞』2005年1月27日朝刊、16頁。

る。株式も上場しており、1965年には東京証券取引所第一部へ指定替えされている¹³⁾。同行は、1975年に預金額1兆円を達成し、その後、1980年代のいわゆるバブル経済期に急成長し、1990年には預金額において地銀第5位になるに至った。これは、不動産への積極的な融資を伴う事業拡大によるものであったが、このことからバブル経済崩壊後は巨額の不良債権を抱えることとなった。1996年(平成8年)3月期決算では、不良債権処理のため919億円の損失を計上する。これは創業以来初の赤字決算であった。さらに98年、99年の両3月期決算でも赤字を計上、99年度以降は、3回にわたり総額1,350億円の公的資金の注入を受けることとなった。

その後、経営上、表面的には小康状態を得るも、再び、2002年3月期には1,280億円、翌03年3月期には710億円の赤字決算となるに至った。この03年3月期の自己資本比率は4.54%と発表されている。

この結果を受け、金融庁は同行に業務改善命令を出すとともに2003年9月から金融検査に入り、11月27日にその結果を通知した。それは、2003年3月期に同行はすでに債務超過に陥っており、自己資本比率はマイナス0.7%であったとするものであった¹⁴⁾。

足利銀行がこの検査結果を受け入れたことにより、ちょうど上記の金融検査の期間に同行の中間監査を行っていた中央青山監査法人(当時)は、金融検査の結果を同年9月中間決算に反映させることとした。それは、03年中間決算で予定されていた5年分計1,208億円の繰延税金資産の計上を認めず、同年3月期決算で計上されていた1,387億円の繰延税金資産の全額を取り崩すことを求める、というものである。監査

法人は、03年3月期決算で認めていた繰延税金資産を、金融庁の検査結果に沿った形で半年後に一転して全額否認に変更することになり、この結果、同行の9月中間決算は、1,862億円の赤字、1,023億円の債務超過となった。

これを受けて政府は、11月29日、足利銀行を特別危機管理(一時国有化)とすることを決定し、同行は事実上破綻した¹⁵⁾。なおその後同行は、2008年に、野村ホールディングスを中心とする企業連合に1,200億円で譲渡され、特別危機管理体制から脱却している。

2. 監査法人による監査の問題点

(1) 損害賠償請求訴訟

足利銀行の事例においては、同行の監査を担当した中央青山監査法人に対して複数の損害賠償請求訴訟が起こされていることが特筆される。

その第一は、株主からのものである。これは大きく2つの訴訟に分けられる。その1つは、2004年5月に栃木県経済同友会会員企業の株主を中心とするもの(以下、経済同友会訴訟とする)であり、今1つは、個人、企業株主らが設立した「足利銀行出資被害者の会」によるもの(以下、被害者の会訴訟とする)である。両訴訟において、いずれの原告も、1999年3月期に計上されていた繰延税金資産1,489億円は過大であり、同時期に同行はすでに債務超過状態にあったにもかかわらず、監査法人がこれを黙認したと主張した。そしてその結果、かかる繰延税金資産を計上した財務諸表をもって、1999年と2002年に足利銀行が実施した第三者割当増資に応じた結果、原告が損害を被ったとした。また、2003年3月期には継続企業の前提(ゴーイング・コンサーン)についての注記は財務諸表になかったにもかかわらず、同9月期の中間決算では判断を変えて、足利銀行を債務超過に陥らせたことには注意義務違反があ

13) 足利銀行は、2003年3月に持株会社「株式会社あしぎんフィナンシャルグループ」を設立し、同社の子会社となっているが、本稿では両社を総称して以下足利銀行と呼ぶ。

14) 『産経新聞』2003年11月30日朝刊、2頁。

15) 『下野新聞』2003年11月30日朝刊、1頁。

ると主張した。

これに対し、中央青山監査法人は指摘された法的責任を否定した。上記の2つの訴訟のうち、経済同友会訴訟については、2006年12月、監査法人の注意義務違反を原告が立証し得ていないとして、宇都宮地裁がこれを棄却している¹⁶⁾。なお、被害者の会訴訟については、2008年8月現在引き続き係争中である。

第二は、足利銀行によるものである。2005年9月、一時国有化されていた足利銀行は、中央青山監査法人と破綻当時の監査役4人を相手取り、取締役と連帯して11億3,580万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提訴した¹⁷⁾。ここで原告足利銀行は、2001年3月期に繰延税金資産の過大計上、貸倒引当金の過少計上による粉飾決算があったにもかかわらず、中央青山監査法人がこれを看過し、結果として上記の請求金額である11億3,580万円の違法配当に加担したと主張した。

この訴訟は2007年に和解が成立し、旧中央青山監査法人(和解当時はみすず監査法人)は2億5,000万円、監査役4名は計1,200万円を支払うこととした。ここでは、旧中央青山監査法人の責任の有無が焦点となったが、和解条項における表現は曖昧であり、みすず監査法人は法的責任は認めていないとしている¹⁸⁾。

(2) 繰延税金資産の計上

足利銀行の事例では、繰延税金資産の計上がきわめて重要な意味を持った。すなわち、多額の繰延税金資産を計上するか否かで、銀行が債務超過に陥るか否か、自己資本比率がマイナスになるか否か、ひいては破綻するか否かが決まり、そしてその計上の適否を監査法人が判断する、すなわち銀行を破綻させるか否かを監査法人が事実上判断する、ということになったので

ある。

もとより、繰延税金資産の計上の適否は、当該企業の将来利益の判断如何にかかっているのであるから、自己資本比率等の計算にあたって、多額の繰延税金資産に依拠する以上はその判断が変わって自己資本比率も変わる可能性は常にあり得るということになる。しかしながら、足利銀行の事例では、監査法人が繰延税金資産計上の適否についてわずか半年の間にまったく反対の判断をなしていること、かつその判断の根拠が、監査法人独自の判断というよりは、事実上金融検査という財務諸表監査の枠外の判断にあったことが特徴的といえる¹⁹⁾。これは財務諸表監査における監査人の判断が、その外部の判断に後付け的に左右され、結果として監査人による過去の判断が誤りであったかのような印象を持たれる可能性があることを意味している。このことは、近年財務諸表監査における判断の要素が拡大していることの問題点を示すものでもある²⁰⁾。

(3) 品質管理上の問題点

監査の品質管理の観点からは、足利銀行の事例も東北文化学園大学の場合と同様に、大手監査法人の地方事務所が監査を担当しているという点で、地方事務所の監査の品質が問題となった。特に足利銀行の場合には、地元で足利銀行を担当していた会計士と同行との関係が特別なものではなかったか、結果として、同行に有利な判断がなされてこなかったかが問われた。

2005年1月、金融庁は中央青山監査法人に対し足利銀行の03年3月期決算および03年9月中間決算に関して、地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備、監査調書作成等に係る業務管理体制の不備があったとして、戒告処分を課した。このうち、前者については、監査法人本部が全国の地銀、第二地銀の監

16) 『朝日新聞』2006年12月8日朝刊、29頁。

17) 『日本経済新聞』2005年9月17日朝刊、4頁。

18) 『朝日新聞』2007年7月3日朝刊、31頁。

19) この点については、児島(2006)参照。

20) 吉見(2008)、38頁。

査、金融検査の状況を知りうる立場にあったにもかかわらず、これを地方事務所に伝達し適切な指示を行っていれば貸倒引当・償却についてより「深度ある監査」を行い得たとし、監査基準上の「監査の質の管理」に抵触すると示している。

Ⅳ おわりに

本稿で示した2つの事例については、上述のように金融庁の監査法人、公認会計士に対する処分が2004年12月、2005年1月と立て続けに出されている。そしてこの両者はいずれも全国的に事務所を展開する大手監査法人の地方事務所で生じた事例である点で共通している。両事例では、いずれも監査法人が提供する監査の品質が、全国的に一定水準にあったのかについて疑問が呈された事例であった。

以上から、これらの2事例が2005年の企業会計審議会監査部会の議論に影響を与え、同年10月の品質管理基準の設定を促進したことが理解される。もちろん品質管理基準の設定は、本稿で取り扱った事例のみがその理由ではない²¹⁾。また当時の監査を取り巻く環境を鑑みると、他にも多くの企業等による不正事例を前後にみることができ、これらも監査制度の充実に向けた動きに直接間接に影響を与えたことは否めまい。不正事例と監査制度とには、しばしば関係性があることが指摘されるが²²⁾、本稿で検討対象とした品質管理基準の設定にあつては、その関係性を比較的明瞭に見ることができるのである。

日本公認会計士協会は、品質管理基準に対応した実務指針として、品質管理委員会報告書第

1号「監査事務所における品質管理」および監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」を2006年3月30日に公表している。そしてそこでは、品質管理が結局は公認会計士の職業倫理に立脚していることが示されている²³⁾。その意味では、不正事例とそれに関わる会計専門職(公認会計士)の問題とは、監査の品質管理を通じて職業倫理の問題に他ならないことも理解しておかなければならない。

参考文献

- 加藤厚他4名(2006)「監査に関する品質管理・実務指針の適用面における課題をめぐって(座談会)」『JICPA ジャーナル』第18巻第6号、11-37頁。
- 児島隆(2006)「金融検査と監査——足利銀行のケースに関して」『経理研究』(中央大学)第49号、76-86頁。
- 野村昭文(2005)「改訂監査基準、監査に関する品質管理基準等の概要」『商事法務』第1752号、25-32頁。
- 山浦久司(2006)『監査基準の改訂と品質管理基準の新設——その背景と考え方』『企業会計』第58巻第6号、953-960頁。
- 山浦久司他5名(2006)「監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定をめぐって(座談会)」『J I C P A ジャーナル』第18巻第2号、11-23頁。
- 吉見宏(1999)『企業不正と監査』税務経理協会。
- 吉見宏(2008)「監査における判断の拡大とその教育上の課題」『現代監査』第18号、37-43頁。

21) たとえば、国際監査・保証基準審議会(IAASB)による国際監査基準(ISA)および国際品質管理基準(ISQC)への対応も要因の1つと考えられる(加藤他(2006)、12頁)。

22) 吉見(1999)にあっても、いくつかの事例についてそのような関係性を指摘している。

23) 加藤他(2006)、18-19頁。